

一般社団法人 下呂温泉観光協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人下呂温泉観光協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県下呂市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、下呂温泉及びその周辺地域における観光事業の健全なる発達を図るとともに、下呂温泉の国際化や外国との交流、また健康保養の増進に努め、公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光宣伝と観光客誘致
- (2) 観光資源の保護および開発の促進
- (3) 観光地内の環境整備および雰囲気づくり
- (4) 観光に対する意識向上のための研修
- (5) 観光事業の調査研究および観光情報の収集伝達
- (6) 観光物産品の宣伝および開発奨励
- (7) 観光刊行物の発行および販売
- (8) 観光関係諸機関との連絡
- (9) 国際観光の振興および国際交流の促進、並びに国外からの旅行客の誘客を行う
- (10) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 下呂市内および隣接する地域において事業を営む者で、この法人の目的に賛同して入会した個人または団体。
- (2) 贊助会員 下呂市外の者で、下呂温泉の観光事業に関係するもの。及びこの法人の目的に賛同して入会した個人または団体。

- (3) 特別会員 この法人に功労のあった者。または学識経験者で総会において推薦された者。
- 2 前項の会員のうち正会員、賛助会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財團法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

- 第 6 条 正会員および賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出して、入社の申込みを行うものとする。
- 2 入社は、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

(入会金及び会費)

- 第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会金及び会費として、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

- 第 8 条 会員は、理事会の決議を経て、会長が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日の 1 週間前までに当該社員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、会員を除名したときは除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(社員資格の喪失)

- 第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
 - (4) 退会したとき。

(5) 禁治産または準禁治産の宣告を受けたとき。

(拠出金品の不返還)

第 11 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第 4 章 総会

(構成)

第 12 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(種別)

第 13 条 総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 通常総会は、毎事業年度終了後 3箇月以内に 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 第 24 条第 4 項の規定により、監事から開催の請求があったとき。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前 3 項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

5 理事会において総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第 1 項から第 3 項までの出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設置)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25 名以上 34 名以内
 - (2) 監事 2 名
 - (3) 顧問 5 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とする。
 - 3 理事のうち 4 名以内を副会長とする。
 - 4 会長以外の理事のうち 1 名を専務理事とする。
 - 5 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項に規定する業務執行理事（代表理事以外の理事であって、理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定されたものをいう。以下同じ。）とする。

(役員の選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 理事の職務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告する。
- 4 前号の報告をするため必要があるときは、理事会に対して総会の招集の請求をする。

(役員の任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。増員により選任された理事の任期は、他の理事と任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 役員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって解任することができる。ただし、その役員に対し、総会の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(名誉会長)

第 28 条 この法人に、名誉会長を 1 名置くことができる。

2 名誉会長は、観光界の発展に顕著な功績のあった者のうちから総会の決議を得て会長が委嘱する。

3 名誉会長は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第 29 条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第 6 章 理事会

(理事会の設置)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、理事の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求のあった日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(委員会)

第 36 条 この法人は、その目的を達成するに必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施

するために、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の設置について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。
- 3 委員会の委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定収支予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて執行することができる。

- 2 前項の収入支出はあらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第128条第3項の規定によって、インターネットによる貸借対照表の開示を行うことができる。

第10章 事務局その他

(事務局)

第45条 この法人に事務局を設置する。

2 事務局の職員の任免は法令で別段の定めがある場合を除き、会長が行う。
3 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、総会の決議を経て会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第46条 事務局には、常に次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及びその他職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類

- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 事業計画及び収支予算に関する書類
- (8) 事業報告及び決算に関する書類
- (9) 資産及び負債の状況を示す書類
- (10) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、伊東祐とする。
- 4 この定款の変更は、平成 24 年 5 月 29 日から施行する。